

NEWS

平成30年度 県・市行政と愛産協との懇談会開催

平成30年10月29日（月）午後2時から、名古屋市中区大須のローズコートホテル3階アプローチ西において、愛知県、名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市の環境行政に携わる産業廃棄物担当者等と（一社）愛知県産業廃棄物協会役員との「平成30年度県・市行政と愛産協との懇談会」が開かれ、行政担当者17名、当協会から会長をはじめ役員19名が出席しました。

はじめに永井会長から懇談会に先立ち、挨拶をいただきました。



開会挨拶をする
愛産協 永井会長

挨拶では、南海トラフを震源とする巨大地震に対する備えについて、愛知県内54市町村のすべてと締結している災害廃棄物処理等に関する協定に基づき、迅速に対応できるように準備を進めていること、また、廃棄物

処理法の見直しについて全国産業資源循環連合会がまとめた要望事項の一部が改正廃棄物処理法に反映され、残った要望についても引き続き環境省等に働きかけをしていること、環境省が産業廃棄物処理業の振興方策の具体化について検討を進めていること、産業・資源循環議員連盟プロジェクトチームが振興法案の法制化を視野に入れた具体的な検討を進めていること、ダイコー（株）の食品転売事件を



教訓に愛知県が排出事業者責任の徹底を担保するために「廃棄物の適正な処理の促進に関する条例の改正」が行われたこと等に触れられ、これらのことを踏まえ本日の懇談会が実りあるものとなるように忌憚のない意見がいただけるよう話がありました。



開会挨拶をする
愛知県資源循環推進課
木村主幹

続いて愛知県環境部資源循環推進課主幹 木村 豊氏からの挨拶では、ダイコー（株）の不適正処理事案の再発防止策として、排出事業者責任の徹底を強化するため「廃棄物の適正な処理の促進に関する条例の改正」を行ったこと、またその防止策として、

産業廃棄物処理業者に関する許可情報をウェブの地図上に掲載して検索できる「見える化マップ」を平成30年1月から運用し、県民、市町村、排出事業者が、こういった産業廃棄物を、どうやって処理しているかといった情報を簡単に見られるようにしたことなどについて述べられました。

その後、懇談会では、産業廃棄物行政に関する7つのテーマについて、県・市の担当者から回答をいただきました

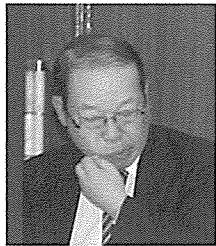
1. 行政・排出事業者・廃棄物処理業者の情報の共有について

中野常務理事から、適正処理及び循環型社会を構築するにあたり、これから必要なことは国・許認可行政・排出事業者・廃棄物処理事業者が同じ方向を見据え、目的を持って情報を共有し協力し合いながら進めることが必要不可欠であると同時に、災害等が起きた場合の事前協議も踏まえて、各々の情報共有がとても大切と思われまます。

そこで提案として以下のことをご検討願いたい。

(1) 愛知県がリーダーシップを取っていただき、各

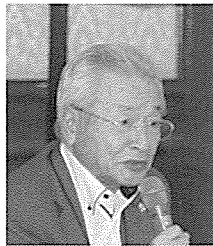
地域で行政及び業者間において開催されている会議内容の必要な情報共有[参考になる事例及びアイデア等]



愛産協 小島副会長



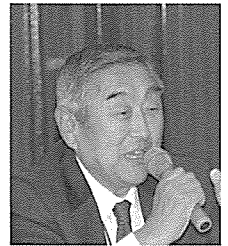
愛産協 平沼副会長



愛産協 渡邊専務理事



愛産協 中野常務理事



愛産協 加山理事

(2) 各行政が廃棄物処理に関する検討会議等を開催する場合、愛産協にもお声をかけていただき、現場を知る専門的立場から協力推進を図る。

(2) は毎回のように話をさせていただいていますが、(1) は先ほど木村主幹がおっしゃったように、透明性ということで情報の透明性もそうですがそれと同時に共有するということが非常に大切なことではないかと思っています。いろいろな各々の会議で開示できない内容等もあるかと思いますが、共有できる物は共有していただいて、見据える方向は同じだということを前もって目的を明らかにして、各行

政と同時に適正処理と循環型社会を構築するにあたってそれに向かって進めていくということを是非お考え願いたいと思いますので、ご意見をお願いしたいと説明がありました。

愛知県からは、愛知県においても、行政と排出事業者、処理業者の情報共有が非常に大切だと考え、毎年度、県の地方機関の地区ごとに地域産業廃棄物不法処理防止連絡協議会を開催しており、協会の各支部長にも出席いただいていること、今後とも様々な場面で情報共有を図るため、引き続きの協力についてお願いがありました。また、(2) について、災害廃棄物に関する図上演習や愛知県産業廃棄物税

平成30年度 県・市行政と愛産協との懇談会出席者(順不同・敬称略)

愛知県 環境部 資源循環推進課	主 幹 木村 豊	豊田市 環境部 廃棄物対策課	課 長 神谷 氏年
	課長補佐 中根 知康		担当長 白木 房子
	主 査 丹羽 文子		
	課長補佐 磯谷 元実		
	主 査 成瀬 貴文	一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会	
廃棄物監視指導室	室長補佐 棚橋 勝樹	会 長 永井 良一	理 事 富田 昭夫
	室長補佐 中島 賢	副 会 長 小島 晃	理 事 相木 徹
	主 任 荒木 裕樹	副 会 長 平沼 辰雄	理 事 金田 英治
名古屋市 環境局事業部廃棄物指導課	課 長 浅井 隆行	専務理事 渡邊 修	理 事 土田 浩通
	係 長 中村 晃	常務理事 近藤 千雅	理 事 東久保真弓
	係 長 大島 祥弘	常務理事 中野 兼司	理 事 近藤 大樹
豊橋市 環境部 廃棄物対策課	課 長 佐藤 実	理 事 加山 昌弘	監 事 石川 信夫
	主 査 竹野 宏	理 事 金田 英和	監 事 鶴山 圭一
岡崎市 環境部 廃棄物対策課	課 長 柴田 清仁	理 事 伊藤 泰雄	東三河支部 副支部長
	係 長 船山 哲	理 事 新美 三良	鬼頭 秀幸

NEWS



愛知県資源循環推進課
中根課長補佐



愛知県資源循環推進課
丹羽主査



愛知県資源循環推進課
磯谷課長補佐



愛知県資源循環推進課
成瀬主査



愛知県資源循環推進課
棚橋室長補佐



愛知県資源循環推進課
中島室長補佐

検討会議など廃棄物処理に関する各検討会議等において、専門的な立場からご意見やご助言をいただいております。今後とも支援と協力をお願いしたいと回答がありました。

名古屋市からは、平成29年2月の中環審の意見具申において、国、都道府県と排出事業者、産廃処理業者等の関係者による意見交換等の場の設定について言及されているということは承知しており、名古屋市においては、第4次産業廃棄物処理指導計画を策定した際にも愛産協の理事の方に委員として参画をしていただいております。今後の産業廃棄物処理に関する検討会議においても、いろいろな形での協力をお願いしたいと回答がありました。

豊橋市からは、(1)につきましては愛知県と情報共有の在り方について話をしながら進めていきたいと思っているので引き続きお願いしたいと回答がありました。(2)の自然災害の関係では、豊橋市も南海トラフの巨大地震で津波等により災害廃棄物が発生することが想定され、災害廃棄物処理の適正化を図るために市の防災計画において、愛産協と災害時における廃棄物の処理等における協定を締結しており、東三河支部と連携を取りながら行うこととしており、昨年度も東三河支部の方々に、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理、保管することを目的にアンケート調査をさせていただき、中身を精査、確認しており、また現場の意見等も聞かせていただき、引き続き連携を図っていききたいと回答がありました。

岡崎市からは、他自治体と同様に、現場の状況を把握するには実地での調査、検査に加えて、様々な状況に直面している会員から話を伺うことが有益と考えており、今後も必要に応じて各種の相談をさせていただきたいとお願いがあり、災害発生時には地区ごとでの廃棄物処理という事で、西三河地区では岡崎市と豊田市が中心となって、まず地域で何とかしようと考えていると説明がありました。

豊田市からは、(1)について、愛知県と今までよりも更なる連携の強化を図っていききたいと認識しており、(2)について豊田市主催の廃棄物適正処理講習会などの開催において愛産協から後援の協力についての感謝と同様な連携を継続していききたいと回答がありました。

渡邊専務理事からは、地域毎の不法処理防止連絡協議会に各支部から出席させていただいているが、いつもマンネリ化している内容ですので、一歩進んだ形で前向きな情報交換の場になればという意味も込めて質問させていただいたものであり、愛知県がリーダーシップを取っていただくことをお願いしたいと要望がありました。

愛知県からは、指摘いただいた点も含め、今後情報交換を強化していききたいと回答がありました。

渡邊専務理事からは、愛知県が地域循環圏形成プランというのを作りつつあると聞いているので、その地域ごとに、協会と行政との意見交換があると有効に進んでいくと思うとの意見がありました。



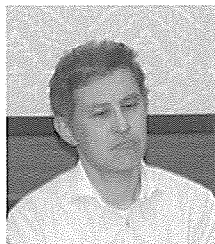
愛知県資源循環推進課
荒木主任



名古屋市廃棄物指導課
浅井課長



名古屋市廃棄物指導課
中村係長



名古屋市廃棄物指導課
大島係長



豊橋市廃棄物対策課
佐藤課長



豊橋市廃棄物対策課
竹野主査

愛知県からは、地域循環圏形成プランを平成28年度に策定し、食品廃棄物や家畜排せつ物の循環等、いろいろな循環モデルの実現に向けた取り組みを進めているところであり、現在は事業モデルに参加する事業者を募集している状況であるので、愛産協のネットワークも活用させていただきたいとの回答がありました。

中野常務理事からは、不法処理防止連絡協議会での議事録等の作成の有無について愛知県に質問がありました。

愛知県からは、各地区を担当する事務所ごとの会議ですので、事務所で作成しているところもあり、フランクに意見交換をするということで作成していない事務所もあると回答がありました。

中野常務理事からは、ダイコー株式会社の事件があった時は、一方通行の形でしたが、活発な意見交換ができたことから、会議でいいアイデアや話し合いができた場合に、意見が埋もれることなく良い事例やアイデア等があれば、他の地域の方にも共有してもらえれば、良い方向に進んでいくのではないかと質問がありました。

愛知県からは、ダイコーの時は活発な意見が伺えたが、今年は質問や意見は少なかったという印象ですが、会議全体の中で良い意見、他の参考になる事例があれば、今後紹介することも考えたいと回答がありました。

2. セメント粉、トナー、化学工業の製品や原料で粉粒体の廃棄物の分類について

事務局から、粉粒体の廃棄物の扱いについて、愛知県は一廃、名古屋市では産廃の汚泥ということで、どのように判断すれば良いのか、具体的な考え方をご教授していただきたいということであり、現実的には、もし一廃としたならば、ほとんどの市町村では対応ができない現実があり、単純な割り切りで法律に産廃と書いてないから一廃という判断は、実際には不良製品であったり、コンテナから落ちて使い物にならなくなった粉粒体だったり、若しくは副産物として出てきた物を一般廃棄物として言い切っているのかという悩ましい思いがあるので見解をお願いしたいと説明がありました。

愛知県からは、個別具体的に判断するものと考えており、例えばトナーを例に挙げると、トナーによって含有成分が異なるということで、プラスチック系樹脂や有機顔料系なら廃プラで良いと考えており、必ずこうだとは言えないが、泥状を呈していれば汚泥とする場合もあり、現状の法の枠組みの中では個別に判断せざるを得ず、トナーは粉粒体であっても産廃の品目に該当させることができれば産廃になると考えていると回答がありました。また、今まで市町村から一般廃棄物となる粉粒体が大量に発生して処理が困難で困っているという相談はなく、一般廃棄物と判断される物について相談があった場合には、統括的な処理責任を有する市町村で適正に処

NEWS



岡崎市廃棄物対策課
柴田課長



岡崎市廃棄物対策課
船山係長



豊田市廃棄物対策課
神谷課長



豊田市廃棄物対策課
白木担当長

理を行ってくださいと助言しており、今回のケースでは事業者から出る粉粒体ということであるため、廃棄物処理法第3条第1項に「事業者は事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」という規定があるので、特定の事業者から大量に一般廃棄物が発生した場合においては、当該事業者の責任で処理を行うことが必要と考えていると回答がありました。

名古屋市からは、名古屋市では産業廃棄物に分類するというご指摘があったが、粉粒体という形状の特性のみをもって廃棄物の分類が特定できるものではないと考えており、例えば他の性状として有機性、無機性の別であったり、金属、非金属の別であったり、合成樹脂やガラス・コンクリートくず、鉱さいなどである場合も想定されるので、粉粒体という言葉だけでは一概に分類し難いものであり、具体的にどのように判断するかという、その物の性状や成分を考慮していずれかの産業廃棄物の種類、例えば廃プラスチック類、金属くず、ガラス・陶磁器くず、鉱さいなどに該当するかどうかを検証して、いずれでもない場合は一般廃棄物というのが法律上の建前の答えになり、具体例で挙げられているものが産業廃棄物のいずれにも該当しないと判断して一般廃棄物となったとき、一般廃棄物の担当の所管と個別に調整する必要があると考えていると回答がありました。

豊橋市からは、事業活動に伴って発生しているということを前提に考えると、基本的に産業廃棄物の

汚泥と解するのが妥当ではないかと考え、確かに産業廃棄物の定義で汚泥というのは事業活動に伴って発生し泥状の物という規定があるが、本事例を性状で考えると当てはめるのは難しいが、このような案件が来た場合に、豊橋市では

産業廃棄物の汚泥と解釈するのが妥当と考えられると回答がありました。

岡崎市からは、名古屋市、豊橋市と同じように、事業に伴い排出される粉状の廃棄物については、他の産業廃棄物に分類される場合を除き、原則、産業廃棄物の汚泥に分類して適正に処理するように指導を行っているという回答がありました。

豊田市からは、粉粒体処理についての相談があった場合は、一般的に産業廃棄物の汚泥として処理するよう指導をし、今は廃止されている昭和54年の環境省の疑義問答で金属の研磨工程から排出される研磨カスについて、「粉末状又は泥状を呈し金属として捉えることが困難の場合は、汚泥に該当する。」といった内容などを判断材料としているが、粉粒体の性状及び当該粉体の処理の合理性から、例えば金属粉体なら金属、活性炭粉体なら燃え殻、樹脂粉体なら廃プラなどと個別に判断をしていると回答がありました。

渡邊専務理事からは、政令市は困ったら汚泥という考え方があろうかと思うが、例えば農業、林業で使われなかった粒剤の農薬はどうかという質問がありました。

愛知県からは、基本的には一般廃棄物と答えざるを得ないと回答がありました。

永井会長からは、粉粒体に関しては、愛知県以外の市のコメントは十分に理解できるが、愛知県が、粉粒体に関しては一般廃棄物という考えだというこ

とを聞き、大変なことだと思い議題にさせていただいたが、愛知県の見解を聞くと、まだ納得できないので、発生元と処分先で見解が分かれた場合は、どう判断すれば良いか質問がありました。

愛知県からは、簡単には、お答えしづらい部分があると回答がありました。

渡邊専務理事からは、47都道府県がどのような対応をしているのかという情報はあるのか質問がありました。

愛知県からは、今は持ち合わせていないと回答がありました。

渡邊専務理事からは、許可権者によって物事の考え方が一廃、産廃とまるっきり正反対になってくると、我々事業者はあちらで良くてこちらでダメといったことが起こることに対して苦しい立場になるため配慮をいただき、何らかの形で統一していただきたいと要望がありました。

愛知県からは、意見は理解できるが、以前に環境省通知で廃消火器の中身の粉体が一般廃棄物だとはっきり示されていましたので、環境省の見解は一般廃棄物だと思っていると回答がありました。

渡邊専務理事からは、すぐに結論の出る話ではないので、ひとまず問題提起という形にさせていただき、前向きにどのように結論付けるのかご検討いただきたいと要望がありました。

永井会長からは、愛知県の場合は、愛知県が主導で各政令市、中核市、市町村に指導していると理解しているが、この件に関しますと、愛知県が私どもの理解していることと違う見解であるとの思いですので検討をお願いしますと要望がありました。

3. 優良産廃処理業者認定制度の事業の透明性に係る基準について（優良認定の公表事項の緩和措置）

事務局から、優良産廃処理業者の認定制度につ

いて、6月8日付で環境省から通知が出ている公表事項の緩和措置について一年に一回以上などいろいろあるが、あまり厳密に期間を判断するのではなく、適正に速やかに修正した場合はそれで認めても良いという内容と思うが、この通知が出て実際に私どもの協会の会員の中にも、更新審査の時に優良認定が取れなかったという事業者もいるので、もしこういう緩和措置の通知が出ているのであれば、速やかに趣旨にのっとった対応を図っていただきたいと思うので、現状について、それぞれの許認可の中で、どのような状況になっているのか教示を願いたいと説明がありました。

愛知県からは、従来は、かなり厳しく見ており、一年に一回以上というところは一年を厳格に見ていたが、この環境省の通知を受け、二年を超えたらまずいと思うが、一年に一回の一年を厳格に見る運用は緩和し、変更の都度というところは、従来から変更後遅滞なくという扱いでしたので、変えていませんし、規則に定める公表事項で内容に不備がある場合は、指摘をし、修正のうえ認定をする事は今までも行っており、公表事項の項目そのものが無いという場合は不認定としており、公表事項の更新時期のみをもって今までに不認定になった事業者には、短縮による優良認定付の更新申請を受け付けているので、申請をしていただければと考えていると回答がありました。

名古屋市からは、全体の結論から言えば、指摘の通知記載の通りであり、社会通念に照らして柔軟に判断をしていきたいと考えていること、一日たりとも遅れてはならないという頑なな運用をせずに寛容な判断をすべきものと理解していること、事業の透明性については通知の上ではいずれも遅滞なく情報の更新をするということを求めているが、遅滞なくというのがどの程度の日数を指すのか明白ではない

NEWS

が、社会通念に合わせて柔軟に判断をしていきたいと考えていること、軽微な補正につきまして、補正で対応できる部分については補正で優良を認めていくという方針で、個々の事情について判断していきたいと考えていること、救済措置につきましては、通知の事例に該当する場合には許可の更新時期を待たず前倒して優良認定付きの更新許可が出る運用をしていきたいと考えていることなどの回答がありました。また、名古屋市として、通知の趣旨は尊重はしているが、更新頻度は施行規則に定められた事項であり、既に認定を取得された事業者は、施行規則を意識していただき、こまめに正しく最新の情報を更新していただきますようお願いしたいと要望がありました。

豊橋市からは、基準の適否等については、明確な判断基準は現時点で設定していないが、更新頻度についても客観的に見て著しく遅滞していない場合は、基準に適合していると判断していること、軽微な補正により基準を満たすと判断できる場合は、補正させる形で対応していること、具体的にどのような運用が過去にあったかは、財務諸表についてある年の更新日が7月29日で次の年の更新日が7月31日であったが、遅滞なく情報が更新されていると判断したこと、また業の許可証の写しについて6月11日に変更があり6月14日に更新があったため、遅滞なく情報が更新されたと判断したこと、申請時点で事業計画の概要に記載されている産業廃棄物処理業の取り扱い品目に誤記載があったため、補正するように指導し速やかに補正が確認できたことから基準を満たすと判断した等の回答がありました。また、廃棄物処理法第15条の2の5の特例産業廃棄物につきましては、これまでに該当する事例はないと回答がありました。

岡崎市からは、明確な判断基準は設けていないが、

個別の相談等に基づき対応をしており、市内の処分業の許可業者、積み替え保管の許可業者に年一回以上立ち入りをしているため、その際にホームページ等も確認しながら内容確認をしているということと、変更届出時、更新申請時等にも話をしていることについて回答がありました。不認定事例については、豊橋市と同様でないとの回答でした。

豊田市からは、今年の6月の環境省からの通知は、企業の実務運営等にそぐわない過度の厳格な運用によって事業者から優良認定が受けられないと指摘があることから、今回の優良産廃処理業者認定制度の事業の透明性に係る基準への適法性の判断に係る考え方が示されたものと理解しており、優良産廃処理業者認定制度の事業の透明性に係る基準についての通知のポイントは、排出事業者が廃棄物処理業者についての最新の情報を確認できることが目的なので、更新の回数やタイミングに多少のずれがあっても、更新のタイミングで是正できる軽微なものについては、是正を求めたうえで優良認定を伴う許可をしていると回答がありました。また、豊田市では優良認定業者から変更届が出される度に公表事項が最新の状態に更新されていることを確認しており、産廃処理業者には内容変更などの公表を反映するように指導を確実に行うことで、取消しの事態に発展しないようにしており、豊田市では平成29年度に3社の優良産廃処理業者の認定、そのうちの1社の更新が行われており、9月末現在、15社の優良産廃処理業者が認定されていると回答がありました。

渡邊専務理事からは、該当することがあったら、是非再申請するよう事業者伝えていただき、配慮をお願いしたいと要望がありました。

4. 「建築物の解体時等における残置物の取扱いについて（通知）」について

事務局から、残置物の扱いについて、今年の6月22日付で環境省通知が出ており、今までより具体的な内容となっているが、協会によくある相談の一つであり、市町村が一廃であるにも拘らず受け入れず、産廃として処理しなさいと言われたという電話が度々あるが、本来一廃であるべきもので、市町村の処理計画の中で行われれば何の問題もないが、市町村若しくは一部事務組合で処理できないということで、政令市以外の市町村では依然として産廃業者に持ってくるという現実があり、市町村の技術的指導を行うという廃掃法の県の責務でいえば、どのように対応しているのかお聞きしたいと説明がありました。

愛知県からは、建築物の解体時における残置物の取り扱いについては、環境省からの通知を市町村・一部事務組合に周知するとともに、建設業協会、解体工事業連合会についても合わせて周知を行っており、市町村から相談があった場合は、通知に基づいて適正に処理するように指導を行っており、事業活動を行う者が放置した場合は、その廃棄物の種類や性状等において一般廃棄物、産業廃棄物に分かれることになるので、産業廃棄物となる場合は、県が適正処理を指導していると回答がありました。

永井会長からは、残置ごみに関して環境省に強く要望しており、会長自身も中央環境審議会の廃掃法改正の際も解体業者が市町村に、一般廃棄物であると残置ごみの処分を依頼した時に、産業廃棄物で処分してくださいと明確に伝えた実態が往々にしてあること、また、司法の場に出れば、産業廃棄物処理業者は一般廃棄物を扱うことができないので、扱った場合は許可の取り消し、又はそれに近い処分が想定され、市町村の担当者の無知によって我々の生命が絶たれる事態について伝えてあり、環境省が今回の通知を一般廃棄物、産業廃棄物担当者の方に出す

ことになった経過説明がありました。また、廃農薬、廃試薬の処理の問題などが出た時に市町村の担当者が市町村でできないので市町村が産業廃棄物業者に処理をお願いした場合に、処理できる形を取ってほしいという要望もしており、廃農薬、廃試薬を汚泥とした場合、産廃業者が許可を持っていればそこに委託すれば良く、適正処理の確保に繋がると思うので、そのような状況中で、具体的に書類で指示、指導されているのか、一般廃棄物で処理できない場合には適正処理の確保、生活環境の保全のためにどうすれば良いのか真剣に検討していただきたいと要望がありました。

渡邊専務理事からは、我々産廃の事業者は処理する能力を持っているが、法律で市町村に一般廃棄物の処理責任があるが、できなかった時には、市町村が委託をするという手続きをすれば処理法上問題が無く、一般廃棄物の処理施設ではないので特例措置、特例届出を受理していただき、市町村からは委託契約を事業者と結び、一般廃棄物処理計画の中に具体的に、市町村で扱うことができない物があった場合にできる事業者由市町村が委託するということを書き込んでいただくという対応を全市町村がとれば何の混乱も起きないと思うので、市町村の廃棄物の指導を県の立場で行っていただくことが一番スムーズに行けるのではないかと要望がありました。

愛知県からは、永井会長、渡邊専務理事が話したことについては、例えば市町村の廃棄物関係の課長に出いただく会議や研修等で、処理ができない物については委託という方法もあるので、一般廃棄物の適正な処理を行ってくださいと周知をしており、これからもしっかり周知を行っていききたいと回答がありました。

渡邊専務理事からは、実態として分かってほしいのは、一般の家庭の人が一般廃棄物を事務組合等の

NEWS

計量施設に持ち込み、そこで、うちでは処理できないから産廃として処理しろと言われるそうで、市町村の部署と処理をしている施設での受け入れとの間にギャップがあり、その点を市町村が真剣に考えてほしいと指摘がありました。

愛知県からは、課長会議や担当者の会議ではしっかり説明をしているが、その内容が計量施設の人まで届くよう、これからも市町村や一部事務組合に説明していきたいと回答がありました。

小島副会長からは、自治体ごとに一般廃棄物処理計画は作らなければならないとなっているが、県から、この問題について具体的に盛り込んでほしいという要望、通知は出せないか質問がありました。

愛知県からは、一般廃棄物処理計画にすべてを書き込まなければならないというのは難しいと思うと回答がありました。

平沼副会長からは、解体業も行っているが、実際に判断を早く、明確にしないと後々混乱と不適正処理に繋がることになる、例えば家庭菜園で使う農薬、除草剤、消火器等を含めて処理を委託して、発注者の責任と受け側の責務がしっかりしていることで初めて一つになるが、解体工事に行くと残置物があり、一般廃棄物として持っていくと産業廃棄物で処理してくれと断られて、持ち帰って施主に産業廃棄物の処理費を請求することになり、この現実を解決して欲しい要望がありました。

永井会長からは、もう一つの問題で、可燃物に関しては市町村で受けますが、不燃物、特にコンクリートブロックや植木鉢は産廃処理会社に出して欲しいと明確に言う市町村があるが、愛知県は把握しているかどうか、また、言っていること自体が違法行為なのか、許容しているのか教えていただきたいと質問がありました。

愛知県からは、家庭から出る物を市町村がそう

言っていることは把握しておらず、残置物に関して、一般家庭から出てくる物として市町村にしっかりお願いして処理していただくようにしたいと回答がありました。また、残置物の通知は明確であり、一般家庭での残置物は一般廃棄物であることを事あるごとに市町村に周知しており、もしそういった話があれば、専門業者として皆様はよくご存じですので、大変恐縮ですがこちらに情報提供していただくか、現場で市町村にはっきり言っていた上で、愛知県に確認してほしい旨、事例ごとに言っていたきたいと要望がありました。本来は市町村がしっかり理解していただかないといけませんが、十分理解していない市町村もあると思うので、専門業者の立場から適正処理にお力添えをいただきたいと要望がありました。

加山理事からは、家屋を解体すると廃農薬が出てくることがあるが、実態として処分費がいくらかかるかということ踏まえ、市町村の処理計画の中に書き込んでいただくことが必要であり、実態を理解していただきたいと要望がありました。また、排出事業者の処理責任について、ダイコー（株）の問題だけではなく、社会的に認知された立派な方々、例えば病院の廃棄物を各市町村の業の許可を取った人に委託している医者がどれだけ見えるか、極端に言えば廃棄物をステーション回収場に出して後は知りませんという現実があるが、解体の廃棄物の問題よりも、産廃も一廃も実態の把握がなされていないことが問題であり、県や各市町村が実態を把握してしっかりやっていただきたいと要望がありました。

渡邊専務理事からは、政令市のレベルとその他の市町村の間には格段の開きがあり、開きがあるというのは廃掃法の理解力の問題で、許可か委託かということはあるが、処分できる場所は限られているので委託するしかありません。委託というのはきち

んと契約を結んでいくらで行うかということをはっきりと決めなければならないが、一般の市町村はそれを行わない、現実には、中核市になりそうな大きな市の住民から頻りに、産廃業者を紹介してくれとの電話があるが、一廃について市町村を手取り足取り指導していただくことを希望すると要望がありました。

5. 個別指定制度の行政区域を越えた利用の促進について

事務局からは、個別指定制度の行政区域を越えた利用の促進について、建設汚泥の再生品を例にとって、個別指定は都道府県、政令市で指定するが、発生をするところと利用をするところが別の場合、例えば北名古屋で発生した物を名古屋で再生利用する場合は、許認可の範囲内であれば問題はないが、個別指定を受けたいといった場合に、北名古屋市は愛知県の管轄だから県の再生運搬の個別指定を受け、名古屋市の処分業者としての再生利用の個別指定を受け、出るところと扱うところで2つの行政にまたがる場合、出す方は良い方法だから是非認定したいと言い、受ける方はうちと関係ないところから出た物を、わざわざ個別指定までしてやらなくても許可の範囲内でやれば良いではないかと言う、再生利用認定という制度がありながら、利用できないことが起きつつあるが、わざわざ建設汚泥再生品と言っているのは、これから東京オリンピック関係で、首都圏では、いろいろな建設関係の事業が始まり、建設汚泥を再生して他の地域で使うということを想定した問題点として個別指定が受けられない、確実に再生資材として使用されるのに、制度を活用できないという矛盾を何とかしてほしいというのと、個別指定問題で愛知県と政令市で意見交換、打ち合わせや共通認識をとる何らかの検討がなされたかどうか質問がありました。

愛知県からは、指定に当たって、原則は各自治体の判断によるという制度になっているが、以前に近隣県、政令市に照会したことはあり、岐阜県は指定を行っており、三重県、静岡県は行っていないということで、また、個別指定をしている他県のケースでは、廃棄物の該当性については個別に判断するという回答をいただいているとのことで、また、県内の政令市は、ほぼ愛知県と同じ考えで、愛知県の個別指定の考え方に特殊なところがあり、排出する方と運搬する方と使用する方、活用する方が一体となって申請する制度になっており、その中で愛知県から出て行った物や愛知県に入ってきた物についてそれぞれ一体として申請をし、再生がきちんとされるということが担保されていれば、愛知県としては認めていく方向で考えているが、他県の分は、愛知県で指定してもそれぞれで判断するという事なので、なかなか難しいと考えていると回答がありました。

名古屋市からは、建設汚泥の再生利用制度の運用については、平成18年に国の通知があり、この考えに沿って行われるべきというのが基本スタンスとし、域外で発生した廃棄物の区域をまたいだ移動については区域外から入ってくるその処分を受託しようとする処分業者、許可業者が届け出をする市条例で定めているが、再生処理が終わった段階の物を受け入れるということに対して市条例としては規制をしていないと回答がありました。また、複数の都道府県等にわたる指定制度は、関係する都道府県知事の指定を受けることにより指定制度の活用が可能とされているので、関係する都道府県の間で連携を図る必要があり、個別具体の事例に即して検討したいと回答がありました。

豊橋市からは、個別指定制度で指定された建設汚泥等について、その建設汚泥等の需要と供給のバランスによっては、その再生利用品の価値が変動する

NEWS

ことが考えられ、個別指定制度に伴う再生利用品であっても、予めどのような物が外から行政区域内に入ってくるのか把握するための何らかの手法は必要であると考えられ、今後検討していきたい回答がありました。

岡崎市からは、過去に個別指定を受けたいとの相談があったものの、制度利用には至らなかったとの回答がありました。

豊田市からは、愛知県が回答したように、制度自体は、各知事又は政令市長の個別の指定判断が必須になるという認識で相談等は受けていると回答がありました。

渡邊専務理事からは、確実に再生利用されており、出てくるところも特定したスキームの再生利用計画を作り、関係する都道府県、政令市の関連する運搬、処分の個別指定制度を受けたいという相談があった場合に、個別指定を有効に生かすために、スキームの中で関連している行政機関の中で、合意形成のために努力をされるのかされないのか質問がありました。

愛知県からは、実際の事例がなかなか無いが、相談を受けた際には、それぞれの行政機関と調整を図る必要はあると思っていると回答がありました。

渡邊専務理事からは、個別指定制度は活用すれば有効な制度になると思うが、有効な制度なのにネットワークになってくるのが行政区間をまたがる場合の扱いについてであり、行政機関同士が協議なり共通の話題として方向性を決めていくという姿勢があると理解していか確認の質問がありました。

愛知県からは、最終的には自治体の判断になると思うが、当然申請をいただいたからには行政間で、互いにきちっと協議をしなければならないと思うと回答がありました。

渡邊専務理事からは、資源循環を進めるために有効にとるべき道があるのに、それを使わない手はな

く、全県内の循環計画を作ったならば、当然、排出元や処分先になりうる政令市も間に入ってくるから、一つのスキームがあったら真剣に考えないと、循環プランが絵に描いた餅になってしまうのではないかと指摘がありました。

永井会長からは、東京オリンピックを行うということで大きな工事が行われ、東京都内から出る建設汚泥等が東京都内で処理できないという中で個別指定を使って圏外に持っていく場合に、自治体間をまたぐと、これが利用できないということがあり、連合会として環境省、国土交通省を踏まえてパイロット事業を行おうということで環境省も国交省も理解を示しているが、具体的な使用場所について国交省と環境省が綱引きをし、具体案が出てこない中で取り組まなければならないということで、先回、議員連盟のプロジェクトチームの中で、この問題を取り上げることが決まったとの紹介がありました。また、大阪に需要になる案件が出ているようで、大阪が先になるかもしれないが、廃棄物の受け入れはできない都道府県があるので、個別指定の場合、例えば大阪府の建設汚泥を和歌山県で利用しようとした場合に、和歌山県は廃棄物の受け入れができないので、個別指定が利用できても受け入れができない。不合理だという話が出ていて、そういう事に対応してやらなければならないこと。また、愛知県ではリニア新幹線で大量の建設汚泥が出ると思っているが、愛知県内で全部が処理できるか分からないが、そういった問題が起きた場合はどうするのかということ、早めに検討しなければいけないのではないかと考えていると意見がありました。

6. 愛知県の廃棄物の適正な処理の促進に関する条例の改正について

事務局からは、廃棄物の適正な処理の促進に関す

る条例の改正について10月1日施行ということですが、排出事業者責任の強化ということで、勧告、公表という制度、具体的には一年に一回以上実地確認という内容を含めて、規則ではっきりさせたところかと思うが、一連のことについて、県から排出事業者責任の強化と条例改正の内容、具体的にどうやっていくのかご教授のお願いと、県条例が改正に伴う市町村条例との絡みがどうなっているのかを教えてくださいと説明がありました。

愛知県からは、条例改正に合わせて「廃棄物の適正な処理の促進に関する条例の第7条に関するガイドライン」を平成30年10月1日に公表し、このガイドラインでは、条例の第7条に基づく実地確認を的確に実施していただくために、より具体的な解説や分かりやすいイメージ図、チェック表の作成例などを盛り込み、具体的な内容としては、実地確認をするに当たって確認をすべき項目を列記したこと。例えば、委託前の産業廃棄物処分業者に対する確認事項として「処理施設が適正に維持管理されているのか」、「処理前の廃棄物が掲示板に記載されている保管上限量と比べて過剰に保管されていないか」等15項目を記載し、こういった確認項目についてはチェック表作成例に反映しているので、チェック表の内容を確認していただくなどにより実地確認が適正に行っていただけることとなると説明がありました。また、委託中の実地確認を省略できる事例や、実地確認を代理人に行わせる場合には誰に委託することが可能なのかといった内容もイメージで分かりやすく示しており、実際の事例においてガイドラインで不明な点があった場合は、個別にご相談いただくようお願いがありました。なお、ガイドラインは、公表されてホームページで見られるようになっているとのこと。

名古屋市からは、条例改正までは、現状では考え

ておらず、基本的には実地確認を最初はしていただき、以降は年一回という部分は、ずれがあるかと思うが、その場合でも愛知県に準じて行うのが望ましいと過去からも指導していると回答がありました。

豊橋市からは、市独自の規定や条例の整備は考えておらず、愛知県の条例を豊橋市で運用していく状況にあり、10月1日から施行されている内容ですので、市役所内の各部署に周知をし、また、事業者向けのセミナーを10月1日前に行っているため、その時に案内をしたと説明がありました。

岡崎市からは、県条例の適用を受けているので、市独自の条例による規制等は考えていないと回答がありました。

豊田市からは、今回の県条例の一部改正では実地確認を怠った者に対する勧告及び公表の規定が追加されており、その内容部分では豊田市は平成18年3月に制定した豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例の第11条の処理の委託における確認等で実地確認の義務を定めているが、産業廃棄物の処理業者が不適正な処理をしている事実が発覚すれば最終的には措置命令により排出事業者が責任追及を受けることになるため、その前段階で未然防止を図るための注意義務を廃棄物処理法の第12条第7項と同様に排出事業者に課すものであり、豊田市は罰則規定を設けておらず、今回、県条例において新たに追加された勧告及び公表の規定はなく、今のところ追加する予定はなく、豊田市では確認の頻度についての規定も設けていないが、毎年一回以上の確認をお願いし、排出事業者が確認事項の記録を5年間保存する必要があることは本市の規則で定めっていると説明がありました。

渡邊専務理事からは、愛知県条例では市町村条例の適用除外が定められているが、政令市で該当するところはあるか質問がありました。

NEWS

愛知県からは、条例の中で、名古屋市、豊田市については、第7条の部分は適用を受けない形になっているので、各市の条例が適用されることになると説明がありました。

渡邊専務理事からは、同等以上の条例がある場合は適用除外されると書いてないがどうかとの質問がありました。

愛知県からは、昨年度に条例改正をするにあたって市条例が名古屋市と豊田市は改正後においても同等以上のものだと判断し、確認して除外させていただいたと説明がありました。

7. 産業廃棄物処理業界における労働災害防止計画の推進へのご協力と各指導行政から産廃業者に対する要望について

事務局からは、産業廃棄物処理業界における労働災害防止計画の推進へのご協力について、全産連では、労働災害防止計画を29年、30年、31年の3年間にわたる計画を策定し、具体的な数値目標を設けて労災の防止に努力しているが、それを受け当協会としても3年間の労働災害防止計画を設け、その際の目標が24年度から26年度の実績平均から20%削減をするというものになっており、なかなか厳しい状況の中で、環境省も厚生労働省も産業廃棄物業界について労災問題を抱えていることを危惧している状況の説明があり、組織率から見ても協会員でないアウトサイダーが多く、業界の労災問題に対処していくには、全部の産業廃棄物処理業者、許可業者に対して情報が周知されないと、解決が難しい現状があり、環境省、厚生労働省から全産連に、全産連から都道府県等関連部局に協力依頼の通知が届いていると思うが、8月31日付でそれぞれの廃棄物担当部局に当協会からパンフレットを送付しているので、幅広く許可業者に立ち入りや届け出の

際にもパンフレット等での労災の防止について周知についての協力のお願いがありました。また、各指導行政から産廃業者に対する要望があれば聞かせていただきたいとお願いがありました。

愛知県からは、労働災害の関係については、送付された周知チラシを窓口に備え付けるなど事業者等へ周知を図っているが、今後、愛産協でカバーしきれていない業者には、県の立ち入りの際にも周知チラシを持参する等、更なる周知を考えていると回答がありました。また、要望については、処理場における火災や廃棄物の流出等の事故が発生した場合に、県民や報道関係からの県への問い合わせが許可業者の事故報告より先行する場合があります、許可権者として事故等が発生しているのに知らないというのは県民の不信感を招くことになるので、事故時にはまずは電話でよいので早急に報告していただきたいとお願いがありました。

名古屋市からは、労働災害防止計画について、業界が率先して安全衛生に関する意識の向上を図っていることに敬意を表するとともに、愛産協への加盟、非加盟にかかわらず全ての処理業者が関心を持つべきことと捉えており、処理業者への定期的な検査の際に配布するという取り組みを始めていると回答がありました。

豊橋市からは、事業所の立ち入りを定期的に実施しており、啓発チラシを配布し、場内で労働災害発生が危惧される個所に気づけば事業主に改善対策をする周知を考えていると説明がありました。要望については、豊橋市を始め各自自治体でPCB廃棄物の掘り起こし調査を進めているので、調査票が郵送で届いた場合には、調査と回答の協力について、また、事業者から相談を受けた場合には、回答のご協力や不明な点があったら各行政への問い合わせをしていただくよう、ご助言のお願いがありました。

岡崎市からは、周知については窓口チラシを配置しており、事業者への立入検査時にチラシを配布するようにしていると説明がありました。要望については、西三河地域で災害等が発生した際に、その地域で連携する必要があることから、昨年のように、西三河支部と協力して、今後も定期的に会議を行っていきたいと願っていました。

豊田市からは、労働災害防止計画の推進のチラシ等については、豊田市の産業廃棄物処理事業者向けの講習会を活用してチラシ等の配布を行っていききたいと説明がありました。要望ではないが、この様な意見の交換の場を設けていただいたことは、産業廃棄物業界全体が適正な処理を推進する風潮が生まれるということに繋がり、不適正な処理をする業者の撲滅に繋がると思いますし、また、大規模災害時における有事の際の協力についても願っていました。

永井会長からは、次の二つの願がありました。一つは災害廃棄物の件で、我々もBCPを作り、備えを進めていますが、今年一年を見ても大規模災害が全国いたるところで起こっており、最近、岡山県に行き、真備町の被災現場を視察し、自衛隊や建設業界が入っていたが、実際に一次仮置き場から二次仮置き場に災害廃棄物を運んだのは我々の仲間の産廃協会が連携して行いました。その時に環境省から、被災した岡山県協会では対応が困難であり、連合会で対応して欲しいとの依頼を受け、岡山県協会から事情を聞き、中国地域協議会でできないかということですが、広島県と鳥取県でも災害があり難しいので隣の近畿地域協議会、兵庫県、大阪府に伝え、車両を出していただき、約20万トンの災害廃棄物の大半を岡山県の臨海処分場に運んだとの紹介がありました。災害が起こった場合、我々の業界が皆さんと協力できると確信しているので、岡崎市が言わ

れたが、一回きりでなく我々協会と顔の見える関係を築いていただき、事が起こった場合にすぐに対応できるように、また、事前に種々の問題をきちんと洗い出し、事前の備えが大切なことを絶えず言っていることの説明があり、協力のお願がありました。二つ目として、ダイコーの件での排出事業者責任の軽視について願っていました。我々協会員はダイコーが悪いのは十分に承知しているが、COC壺番屋の社会的責任とダイコーの社会的責任の大きさがあまりにも違いすぎることに、排出事業者が我々協会員からダイコー（株）への委託先の変更により、処理費が半値以下になっており、不適正処理に繋がったことは明白であるが、廃棄物処理法では排出事業者が責任を持って処理するのが法の趣旨であり、やむを得ない場合に処理業者に委託するが、委託された処理業者が曖昧模糊になって不適正処理の事案が起きた場合、あたかも我々処理業者が悪者になることは絶対に間違いであること、廃棄物処理法が施行されて50年を迎えるにあたって、我々の業界は本当に良くなっており、そういう状況の中で、不法投棄や不適正処理を無くすにはどうすれば良いか、四角四面で建前論でなく本音で話せる場があればと思うので、よろしく願っていたいと締め言葉があり、平成30年度の県・市行政と愛産協との懇談会が終了しました。